

<対策のポイント>

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、**OIE認定施設の国際的な活動を支援します。**

<事業目標>

- ひとたび発生すれば重大な影響ができる疾病等への診断・対策強化による我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

<事業の内容>

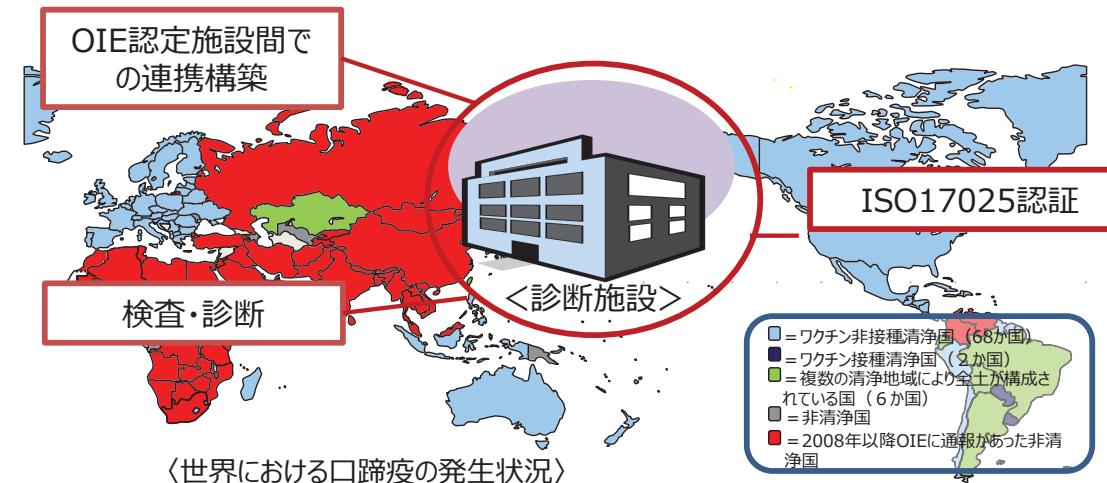
1. OIE認定施設の国際的な活動の支援

OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加
による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
○我が国の診断体制の国際的な信頼性向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査等に必要な資材費、薬品費
- ② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
- ③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
- ④ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼却に要した経費
- ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額

等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、**と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用**の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付します。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業イメージ>

家畜伝染病予防費負担金 (対象：都道府県)

モニタリング検査、農場の立入検査、豚熱ワクチン接種、飼養衛生管理指導等に要する経費

患畜処理手当等交付金 (対象：家畜等の所有者)

発生状況確認のための検査、家畜等の移動・搬出制限、患畜・疑似患畜の焼却、消毒ポイントの設置等に要する経費

患畜・疑似患畜の焼却による経費、患畜・疑似患畜の手当金、予防殺した指定家畜の生産に要した費用

<事業の流れ>

負担
(負担率：10/10、1/2（法律補助）)

国



都道府県

1

発生予防の取組

まん延防止の取組



交付
〔交付率：10/10、1/2
評価額：①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10
②上記以外の疾病 4/5、1/3〕

国



家畜等の所有者

2

9

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

<対策のポイント>

動物検疫体制を充実強化することにより、アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患が我が国に侵入しないよう、水際措置に万全を期します。

<政策目標>

- 家畜の伝染性疾患の侵入防止の徹底

<事業内容>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾患であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されており、**我が国へのアフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾患の侵入リスクに適切に対応するため**、動物検疫所は、以下のとおり動物検疫体制の充実強化に取り組みます。

家畜の伝染性疾患の侵入防止（事務費）

- ① 動植物検疫探知犬140頭体制を維持し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動を充実させるとともに、
- ② AIを活用したX線検査装置を用いた検査技術の確立、ターゲットを明確にした効果的な広報の拡充等を行います。

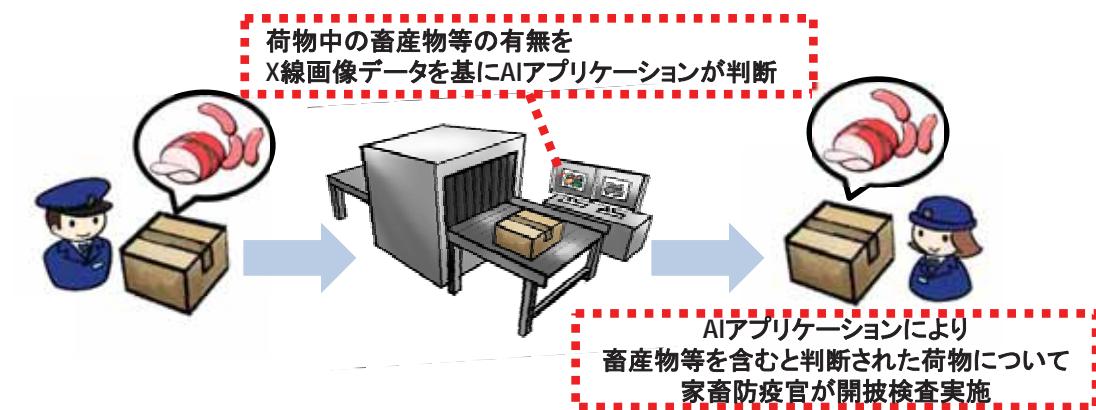
<事業イメージ>



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際郵便局で活動する検疫探知犬>



<AIを活用したX線検査装置を用いた検査のイメージ>

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)